

千葉県火薬類取締法施行細則（昭和 39 年 7 月 14 日規則第 46 号）の改正について

1 改正の目的

令和 3 年 3 月 8 日付け行革第 6 4 8 号及び政法第 1 4 1 0 号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（通知）」により、千葉県火薬類取締法施行細則における様式について、押印に係る記述の改正を行う。また、これに併せて、条文と様式の記載内容の整合等を図る。

2 改正の内容

(1) 様式中における 及び関連記述の削除

「 」の削除及び「個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。」の削除を行う。

(2) 条文と様式の記載内容の整合等

条文中の記述と様式の表記について整合が取れていない部分について、条文の修正を行う。

3 施行期日

令和 3 年 1 0 月 1 日